



千労発雇均0224第1号  
令和5年2月24日

各団体の長 殿

千葉労働局長



### 春季における年次有給休暇の取得促進について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和3年に58.3%と、前年より1.7ポイント上昇し、過去最高となったものの、依然として政府目標である70%とは大きな乖離があります。

また、労働基準法の改正により、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

一方、導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度については、新型コロナウイルス感染症対策として求められている、新しい働き方・休み方を実践するためにも効果的です。

このため厚生労働省では、この春における年休の取得促進の気運を醸成するため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

貴職におかれましても、この趣旨をご理解の上、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知にご協力のほどお願いいたします。

なお、本リーフレット等は以下に掲載されていますので、併せてご活用ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>  
「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ

○年次有給休暇取得促進特設サイト  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(担当)

千葉労働局 雇用環境・均等室 蓑口  
電話：043-221-2307

(文例)

新しい働き方・休み方を  
実践するために  
**年次有給休暇**を  
上手に活用しましょう

Refresh/  
もっと自分らしい  
働き方  
休み方

休暇で春を楽しんで、  
ココロとカラダを  
リフレッシュ!

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。  
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を  
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

新型コロナウイルス感染症対策として実践されている、新しい働き方・休み方のスタイルを定着させ、これからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。千葉労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。